

令和2年第1回臨時会

総務民生常任委員会
会 議 録

期日：令和2年4月22日（水）

場所：大曲庁舎 第1委員会室

大仙市議会総務民生常任委員会会議録

日 時： 令和2年4月22日（水曜日） 午前10時27分～午前11時48分

会 場： 大仙市役所 3階 第1委員会室

出席委員（7人）

委員長	後 藤 健	副委員長	挽 野 利 恵
委員	古 谷 武 美	委員	佐 藤 文 子
委員	小 松 栄 治	委員	渡 邊 秀 俊
委員	金 谷 道 男		

欠席委員（0人）

遅刻委員（0人）

説明のため出席した者

市民部長：和田義基	市民部次長兼税務課長：今野清一
保険年金課長：佐々木博喜	生活環境課長：伊藤敬
総務部長：舩谷祐幸	財政課長：伊藤公晃
財産管理課長：高橋学	総合防災課長：佐藤大
選挙管理委員会事務局長：高橋幹彦	

議会事務局職員出席者

事務局主任 藤澤正信

審議案件

- 第 1 報告第 2 号 専決処分報告について（大仙市税条例等の一部を改正する条例）
 - 第 2 報告第 3 号 専決処分報告について（大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
 - 第 3 報告第 4 号 専決処分報告について（令和元年度大仙市一般会計補正予算（第 1 3 号））
 - 第 4 議案第 94 号 大仙市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第 5 議案第 98 号 令和 2 年度大仙市一般会計補正予算（第 2 号）
 - 第 6 議案第 99 号 令和 2 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
-

午前10時27分 開会

○委員長（後藤健）

委員各位及び職員の皆さまには、大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから、総務民生常任委員会を開会いたします。

審査にあたってはお手元に配付の審査日程表のとおり審査を行いますので、よろしくお願いたします。

なお、正確な会議録作成のため、発言はマイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

○委員長（後藤健） 審査に入る前に市当局から挨拶をお願いいたします。和田市民部長、お願いいたします。

○市民部長（和田義基） おはようございます。4月1日付で市民部長を仰せつかりました和田でございます。改めましてよろしくお願い申し上げます。委員会審査をお願いします前に、一言ご挨拶申し上げます。

まずは、現在、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が発令され、会議等の開催も制限される異常な事態の中、本委員会を開会、ご出席いただき誠にありがとうございます。また、委員の皆さまには、市民部が所管いたします予算の執行に関しまして日頃よりご指導とご協力を賜りまして、深く御礼申し上げます。今年度もどうか引き続きよろしくお願いたします。

さて、今時臨時会の総務民生委員会におきましてご審議をお願いいたします市民部所管の案件は、去る3月31日付けで専決処分させていただきました関係する税法施行令等の改正に伴います大仙市税条例等の一部を改正する条例、及び大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の2件の条例案と、広域市町村圏組合環境事業費負担金の確定に伴いまして減額補正としました令和元年度一般会計補正予算案1件の、合わせて3件の専決処分の報告と、今般の新型コロナウイルス感染症予防対策に伴います国民健康保険条例の一部を改正する条例と、同条例の施行に伴います令和2年度国民健康保険事業特別会計補正予算でありまして、条例案、補正予算案のそれぞれ1件ずつであります。

内容につきましては、この後、担当課長より説明させていただきますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（後藤健） ありがとうございます。

これより、当委員会に付託された事件について審査に入ります。なお、説明は座ったままで結構です。

○委員長（後藤健） はじめに、報告第2号、専決処分報告について（大仙市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

当局の説明を求めます。今野税務課長。

○次長兼税務課長（今野清一） 税務課長の今野です。今年度も引き続きよろしく願いいたします。

ご説明の前に、本日同席しております説明補助員の紹介をさせていただきます。税務課資産税班班長の小松参事です。同じく市民税班班長の佐藤参事です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、説明させていただきます。資料ナンバー1、議案書1ページをご覧ください。報告第2号、大仙市税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告について、でございます。

次に2ページを、ご覧ください。専決第23号、専決処分書でございます。

次に3ページから12ページをご覧ください。大仙市条例第26号、大仙市税条例の一部を改正する条例を、令和2年3月31日に公布しております。

このことにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、一部を除き、令和2年4月1日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正する必要がございます。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただいたことから、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

いずれの改正も令和2年度税制改正大綱に基づくものでございます。改正内容につきましてご説明申し上げますが、改正条文については割愛させていただき、主な改正要旨について、ご説明させていただきますので、ご了承願います。

最初に、市民税に係る主な改定内容についてであります。

1つめは、個人市民税の非課税の範囲の対象である寡夫、「かおっと」のほうであります。令和3年度より非課税対象となっておりました単身児童扶養者とを合わせて名称を「ひとり親」とし、現行の寡婦控除の特別加算を廃止して、寡婦及びひとり親の所

得控除の要件を所得金額が500万円以下と定め、生計を一にする子を有する場合には控除額を30万円とするものであります。

二つめは、法人市民税の延滞金の特例割合を各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合に変更するものであります。

三つめは、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例及び優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税特例をそれぞれ3年延長するものであります。

次に、固定資産税に係る主な改正内容についてであります。

一つめは、土地、家屋等の所有者が住民基本台帳及び戸籍簿等の調査並びに使用者と思慮される者等に質問等調査し、所有者が1人も明らかとならない場合には、使用者を課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課税することができることとなるものです。

二つめは、所有者が亡くなった場合において、現所有者であることを知った日の翌日から3ヵ月以内に現所有者であることの申告書を市長に提出することになったものであります。

三つめは、国の基準を参酌して税率を軽減することができる、わがまち特例制度において、特定水力発電設備が参酌基準の変更により課税標準額の3分の2から4分の3に変更、また、新たに水防法の規定により指定された浸水被害軽減地区内の土地に対して課税する固定資産税を3年間、3分の2とするものです。

次に、たばこ税に係る改正内容につきましては、現在葉巻タバコ製品の重量1グラムを紙巻きタバコ1本に換算して課税されておりますが、軽量の葉巻タバコは製品重量が軽く紙巻きタバコと比べて税負担が低くなっていることから、1本の重量が1グラム未満の軽量の葉巻タバコについて、段階的に葉巻タバコ1本を紙巻きタバコ1本に換算するものであります。

以上のほか、元号の改正並びに税制改正に伴う所要の条文等の整理を行うものであります。施行期日につきましては、所要の経過措置を設けた上で、一部を除き、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い致します。

○委員長（後藤健） はい、説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方、お願いいたします。

はい、小松委員。

○委員（小松栄治） ちょっと分からなくて、不思議だなと思っているところがちょっとありまして、お知らせください。第54号の「登録されている」を「登録が」と「が」が付くっすな。「が」が付いたわけはどうなの。このあたり、字句の入れたと入れないの「が」の違い。それまずその一つだけで。

○委員長（後藤健） すみません、小松委員。どの部分でしょうか、もう一度。

○委員（小松栄治） 3ページのよ、第54条からにかけて。

○委員長（後藤健） はい、答弁を求めます。今野課長。

○次長兼税務課長（今野清一） あの、今まではこちらの方で、申告書という死亡者推定の申告書というものを送らないで、こちらの方から相続人承継届というものを提出していただいております。

○委員（小松栄治） もうちょっと簡単に教えてけれ。

○次長兼税務課長（今野清一） 死亡者が登記を取らないで所有している土地について、こちらの方で相続人に対して、どなたを登録すればよろしいですかという通知を出していました。それが今度の法律で、「3カ月以内に、市が個々の相続財産を所有するものがあります」という届け出を提出することになりましたので、それで「登録がされている」としています。そちらの方から受け取ったものということ。

○委員長（後藤健） はい、小松委員。

○委員（小松栄治） それは分かるんだけど、「が」を入れたわけは、という簡単なことだ。同じ意味だと感じてるんだ。「が」を入れたのは上からきたのか、あなたたちが入れたのかということ。

○委員長（後藤健） はい、今野課長。

○次長兼税務課長（今野清一） これあの、地方税法の改正の改正例に伴いまして、条文等は国から流れてきたものに伴った文章構成となっておりますので、「～がされている」という文言をそのまま流用していることとなります。

○委員長（後藤健） よろしいですか。

○委員（小松栄治） あんたたちはどう考えている、それを。俺は同じものだなと思っている。国だからどこだからといって同じ意味だなと思って感じているんだけどもな。あんたたちはどう思ってる。国から流れてきたからそのまんまか。

○委員長（後藤健） はい、今野課長。

- 次長兼税務課長（今野清一） はい。このことにつきましては、今の相続人の申告制度に絡んで、それに伴いまして、登録した場合、市の方から台帳に登録しましたという文書を現所有者に対して送付することになりました。ですので、「登録がされている」とであると解釈しております。
- 委員（小松栄治） 分からないけれど、いい。
- 委員長（後藤健） よろしいですか。ほかに質疑のある方は。はい、佐藤委員。
- 委員（佐藤文子） 固定資産税の所有者不明土地について、「所有者が特定できない場合には、その使用者を所有者とみなして固定資産税を賦課することができる」とありますが、現状は継いだ所有地については納めるのが現状だと思いますけれども、全くこの所有者が不明な部分を使用しているという現状がどれだけあるかということと、この、そういう状況が固定資産税を賦課することができることになる件数と、その固定資産税額というのはどれぐらい見通されるものなのか、教えていただきたいです。
- 委員長（後藤健） はい、今野課長。
- 次長兼税務課長（今野清一） 使用者課税となるのは主に相続放棄して相続人がいないという方になります。この件数については、現在51件あります。税額等はまだ把握しておりませんが、いずれこれについては、中間管理機構を通して貸し付けて相続放棄している例もあります。また、相続を放棄して、そこの家に住んでいる方もおります。そういう方についてはこれから調査しまして、この条例につきましては令和3年からの課税になり、期間がありますので、そのあたりも使用者を調査しながら課税していきたいと思っております。
- 委員長（後藤健） はい、佐藤委員。
- 委員（佐藤文子） その農地中間管理機構を使って、委託したりしてやっている人達が放棄したら、使用する方に固定資産税の賦課がいく、ということに捉えていいんですか。
- 委員長（後藤健） はい、今野課長。
- 次長兼税務課長（今野清一） はい、あの直接借りているのは中間管理機構で、中間管理機構から耕作者に貸し付けているものと思われまして。この件については今回の条例改正によって、使用者課税ができるようになりましたので、中間管理機構とも協議しながら進めていきたいと思っております。
- 委員長（後藤健） よろしいですか。
- ほかに質疑のある方は。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、本件は承認すべきものと決しました。

○委員長（後藤健） 次に、報告第3号、専決処分報告について（大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

当局の説明を求めます。今野課長。

○次長兼税務課長（今野清一） それでは、ご説明させていただきます。

同じく資料ナンバー1、議案書13ページをご覧ください。報告第3号、大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について、でございます。

次に14ページをご覧ください。専決第24号、専決処分書でございます。

次に16ページをご覧ください。大仙市条例第27号、大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、令和2年3月31日に公布しております。このことにつきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、条例の一部を改正する必要がございます。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただいたことから、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

改正内容につきましてご説明申し上げますが、改正条文については割愛させていただきます。改正要旨についてご説明させていただきますので、ご了承願います。

改正内容の一つめは、課税限度額の引き上げを行うもので、基礎課税額に係る課税限度額について、61万円を2万円引き上げ63万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額について、16万円を1万円引き上げ17万円に改正するものでございます。

なお、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額19万円につきましては、改正はございません。

改正内容の二つめは、軽減判定所得の見直しを行うもので、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準額につきましては、被保険者数に乗すべき金額28万円を5千円引き上げ28万円5千円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準額につきましては、被保険者数に乗すべき金額51万円を1万円引き上げ52万円に、それぞれ改正するものでございます。

施行期日につきましては、令和2年4月1日から施行し、令和2年度以後の国民健康保険税から適用するものであります。

以上ご説明いたしました、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（後藤健） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方お願いいたします。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 減免に関連して、お願いというか。いずれ7月から課税される国保税ですけれども、コロナの影響で農家の収入が減って、なかなか納められないという状況も出てきているかと思うんですけれども、昨年度の所得に係る納税額について、税金を納める力が低下している農家や自営業者の方々に対する、国保税の減免と言いますか、軽減と言いますか、考えていくべきではないかと思うんですが、その点どの様にお考えでしょうか。

○委員長（後藤健） はい、今野課長。

○次長兼税務課長（今野清一） はい、今、佐藤議員のお話にあったコロナ関係でありませけれども、これに対してはすでに国の方から国保税の減免について文書が届いております。条例ではなく、要綱を改正して行いたいと思っているのが、給料所得含め、所得が3割減少した世帯に対して、国保税の事業に事業分の国保税、三つの事業をやっている、一つが3ヵ月間、3割減少した分についての減免の規則というものが国から届いておりますので、要綱を改正して、コロナに関して事業者もしくは給与所得者が、3割減少した方について、その分で所得基準によって減免割合も示されておりますので、その要綱に沿って減免の方を行っていきたいと考えております。

○委員長（後藤健） よろしいですか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） いずれ影響の強い皆さんは7月からの納税に関わって軽減されると、そういう制度ができるということで考えてよろしいでしょうか。

○委員長（後藤健） はい、今野課長。

○次長兼税務課長（今野清一） はい。いずれ、7月の広報で周知し、減免の方を申請していただきたいなと思っております。

○委員長（後藤健） はい、ほかに質疑のある方は。

よろしいですか。なければ質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、本件は承認すべきものと決しました。

○委員長（後藤健） 次に、報告第4号、専決処分報告について（令和元年度大仙市一般会計補正予算（第13号）を議題といたします。

生活環境部所管の説明を求めます。生活環境課、伊藤課長。

○生活環境課長（伊藤敬） 生活環境課長の伊藤です。今年度も引き続きよろしく願いいたします。

議案の説明の前に、本日出席の職員をご紹介します。廃棄物班班長、佐藤参事でございます。

それでは、報告第4号 専決処分報告についてのうち、市民部生活環境課の所管事業に係る予算補正内容をご説明申し上げます。資料は、資料ナンバー2の令和元年度大仙市補正予算（予算に関する説明書付）3月専決の14ページであります。

4款2項1目54事業、大曲仙北広域市町村圏組合環境事業負担金19節（負担金補助及び交付金）につきましては、負担金を3,195万5千円減額補正し、補正後の予算額を7億4,987万1千円とするものであります。

環境事業費負担金は、大曲仙北広域市町村圏組合が旧大仙美郷環境事業組合から引き継いだ中央ごみ処理センター、中央し尿処理センター並びに南外一般廃棄物最終処分場の運営費及び起債償還金等に係る経費を負担するものであります。施設使用料収入及

び資源物売払い収入の増加並びに施設運営に係る業務委託費等の支払い実績見込みにより負担金を減額補正するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（後藤健） 説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方はおりませんか。はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 南外の方の最終処分場、できてからかなりなると思うんです。組合委員の時に、確か造った経緯があって、何年だかであと終わりかなということであったんですけども、もう何年くらいもつんですか。

○生活環境課長（伊藤敬） はい、正確な年数については広域市町村圏組合の方でもはっきり示しておりませんが、おおむねとして20年くらい使える状況だということで、施設につきましては、無理のない形で、可能な限り使っていきたいという判断はしているようでございます。

○委員長（後藤健） はい、小松委員。

○委員（小松栄治） それは当たり前のことだけれども、延命のために、数年前には小坂の方へ持って行ったり、ほかのところへ持って行ったりして経費の削減に努めた経緯があります。ただ、大仙市でも最終処分場を廃止にしているところがほとんどなものだから、人口も減っているだろうし、ゴミも減っているかなと思っているんですけども、せめてどうなっているのかなと心配しているんです。だから、今までの処分場を大仙市では南外のほかに何カ所まだ維持してやっていますか。

○委員長（後藤健） はい、伊藤課長。

○生活環境課長（伊藤敬） はい。大仙市内で最終処分場として運営しているのは、南外の1カ所だけです。それ以外は全部運用をやめておりまして、廃止に向けて作業を進めていく計画でございます。

○委員長（後藤健） はい、小松委員。

○委員（小松栄治） あの、我々は広域には行っていないものだから、報告は受けていないものだから、どうかひとつ、20年もつとか1日の処分量はいくらくらいとか、機会があったらお知らせいただければなと思っています。以上です。

○委員長（後藤健） はい、ほかに質疑のある方。

ないようですので、これにて終結いたします。

なお、討論・採決については、総務部と合わせ、審査日程の最後に行うことといたします。

○委員長（後藤健） 次に、議案第94号、大仙市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。保険年金課、佐々木課長。

○保険年金課長（佐々木博喜） 保険年金課長の佐々木です。今年度もよろしくお願いたします。説明に入ります前に、本日同席の保険年金課職員をご紹介します。保険年金課保険班、班長の佐川参事でございます。よろしくお願いたします。

それでは、議案第94号、大仙市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。資料ナンバー1の17ページをお願いします。

国内で感染の拡大が認められる新型コロナウイルス感染症対策として、労働者が感染等した場合に休みやすい環境を整備することが感染拡大防止につながることから、一定要件を満たした給与収入のある国保被保険者に対して傷病手当金を支給するため、大仙市国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

令和2年3月10日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾の中で、国民健康保険において新型コロナウイルス感染症の症状がある者への対応として盛り込まれ、国・県から市町村に対して傷病手当金の支給に向けた条例整備の要請がされるなど、国の方針に迅速に対応するため改正をお願いするものであります。

傷病手当金の支給額全額について、国が特別調整交付金で市町村へ財政支援することとしており、全国的に同様の条例改正が行われることが考えられます。

改正の内容であります。18ページにありますように、条例附則部分に、5項以降、10項までの6項を加えるもので、保険者の任意給付である傷病手当金の給付に要する条件や支給額等を定めるものであります。条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、傷病手当金の支給を始める日を令和2年1月1日まで遡及し、規則で定める日までの間に適用されるものであります。現段階では国による適用期間が9月30日までとされていますが、感染の状況により変更になる可能性もあります。

以上ご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（後藤健） 説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。

質疑のあるはお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） よろしいですか。なければ、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（後藤健） 次に、議案第99号、令和2年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。保険年金課 佐々木課長。

○保険年金課長（佐々木博喜） 議案第99号、令和2年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。資料ナンバー3、4月補正、補正予算書の13ページをお願いいたします。事業説明書につきましては、資料ナンバー3-1の4ページであります。

今回の補正であります。さきほどご審議いただきました、新型コロナウイルス感染症対策に関する傷病手当金給付のための国保条例の一部改正に伴い、それらを給付するための補正でありまして、国民健康保険事業特別会計の歳入歳出予算にそれぞれ124万8千円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ84億6,200万7千円とするものであります。

内容につきましては、事業説明書の4. Actをご覧ください。傷病手当金の支給対象となる方は、給与収入のある国保被保険者のうち、新型コロナウイルスに感染するなどして、労務に服することができなくなった方でありまして、傷病手当金の算出にあたっては、国、県からの数値等を参考に、令和2年度の当初予算作成時のデータを利用して算出しております。具体的な支給見込額であります。下の方に記載してありますよう

に、感染などにより労務に服することができなくなる被保険者を12人、お休みする日数を20日間と想定し、当初予算作成時に利用した給与所得データから1日当たりの平均給与額を7,800円と見込み、国の財政支援基準に沿った支給額の計算式にあてはめ、124万8千円と試算しました。なお、財源につきましては、給付の全額が、国の特別調整交付金となるものであります。

以上ご説明いたしました。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（後藤健） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） はい、国保加入者でお勤めをされている方々が、コロナウイルス感染症に感染というものが確定している人についてはまだしも、ちょっと熱があるから休める環境というふうなものは、大仙市内の事業所で整っているものなのかどうか、状況はどんなものなんでしょうか。

○委員長（後藤健） 佐々木課長。

○保険年金課長（佐々木博喜） 事業所によって、休める環境が整っているのかどうかということは、把握まではできかねております。あくまでもコロナウイルスの疑いがある、医師の方で診断を受けて、という方に対して支給の対象にするという形にしておりますので、事業所の状況までは把握いたしかねております。申し訳ございません。

○委員長（後藤健） はい、佐藤委員よろしいですか。

○委員（佐藤文子） そうすればまず、発熱等の症状があり感染が疑われるものというのは、いったん病院などで診断書をきっちり書いてもらわなければこの対象にはならないということですね。

○委員長（後藤健） はい、佐々木課長。

○保険年金課長（佐々木博喜） こちらのほうなんですけれども、おっしゃるとおり医師の診療を受けた場合につきましては、医療機関等から証明書を提出していただくような形になりますけれども、医療機関を受診していない場合は会社のほうで、感染症に関することで労務に服することができなかったという証明がいただければ、それに代えることで申請は可能になります。ですけれども、やはりあくまでもコロナウイルスの症状が落ち着いていなければ、申請等はできないものではないかなと考えております。

○委員長（後藤健） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） コロナウイルスの感染症の拡大防止のためには、熱があったりしたときに熱があっても職場の状況で行かなければいけないというようなことが問題で、やはり熱があった場合には堂々と休むと、そういう風潮が大事なんだという論調もあるわけですが、いずれ熱が出たからすぐにコロナだというふうなことにはならないわけなんです、あくまでそのコロナが疑われると、コロナだというふうな決定がされなければこれの申請はできないということなんでしょうか。

○委員長（後藤健） はい、佐々木課長。

○保険年金課長（佐々木博喜） あくまでも疑われた場合になります。期間としては3日間以上、3日間は様子を見る期間であって、4日目以降から傷病手当の対象となりますので、やはり普通の風邪等であれば3日以内に治まる可能性もありますので、このような規定になっております。判断は難しいと思います。

○委員（佐藤文子） そうですか。まず分かりました。

○委員長（後藤健） ほかに、質疑のある方は。

よろしいですか。なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、当局説明員の交代のため、暫時休憩とさせていただきます。再開は交代後でお願いいたします。

（午前11時09分 休憩）

（午前11時11分 再開）

○委員長（後藤健） それでは、審査を再開いたします。

初めに、市当局から挨拶をお願いいたします。

舛谷総務部長、お願いいたします。はい、部長。

○総務部長（舛谷祐幸） 改めましておはようございます。委員会審査をお願いします前に一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆さまには、日頃より総務部が所管いたします各事務事業の遂行に対しまして特段のご指導ご協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。委員の皆さまには今年度もどうかよろしくお願いを申し上げます。

さて、今次臨時会の総務民生常任委員会におきましてご審議をお願いいたします総務部の案件は、3月31日付で専決処分させていただきました、令和元年度一般会計補正予算の専決処分報告並びに、令和2年度一般会計補正予算の、合計2件でございます。内容につきましては、この後、担当課長より説明させていただきますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤健） ありがとうございます。

それでは、審査に入ります。報告第4号、専決処分報告について（令和元年度大仙市一般会計補正予算（第13号）を再び議題といたします。

財政課当局の説明を求めます。財政課、伊藤課長。

○財政課長（伊藤公晃） 財政課の伊藤と申します。よろしくお願いたします。

説明に入ります前に、本日同席しております、財政課の職員を紹介いたします。財政班班長の鎌田参事です。どうぞ、よろしくお願いたします。

報告第4号、令和元年度大仙市一般会計補正予算（第13号）の専決処分報告における財政課関連予算につきまして、説明申し上げます。

はじめに歳入予算につきまして、説明いたします。お手元の資料ナンバー2、令和元年度大仙市補正予算書3月専決の8ページから11ページ中段までと、別添、総務民生常任委員会説明資料1ページの3月補正専決の歳入予算概要を併せてご覧願います。

歳入につきましては、各譲与税、交付金等の一般財源について、3月中旬から3月末にかけて、それぞれ交付決定があったことなどから、これに合わせ補正を行ったものであります。

2款地方譲与税から、10款地方特例交付金及び12款交通安全対策特別交付金につきましては、国の地方財政計画の伸び率等に基づき予算を計上しておりましたが、今般、令和元年度の実績等に基づきまして最終的な交付決定があったことから、予算書記載のとおり、過不足額をそれぞれ補正したものであります。

次に、11款、地方交付税のうち、普通交付税は、1億2,941万7千円の補正であり、令和元年度に交付された全額を計上したこととなります。

特別交付税は3億9,278万6千円の補正であります。昨年度は30年度に比べ、災害や除雪経費が少なかったこと、また、全国各地域で多くの自然災害があったことなどから、想定していた交付額を確保できないのではないかと懸念しておりました。

こうした中、国におきましては、大仙市が行っている様々な施策に対する財政需要を特別交付税の算定に勘案してもらったことなどから、交付決定額は、18億1,166万3千円とほぼ要望額どおり、18億円の交付額を受けることができいております。

お手元の資料2ページに、特別交付税交付状況・秋田県内13市と書かれた資料がありますので、そちらをご覧くださいと思います。

ここには県内13市の交付状況を記載しておりますが、網掛けしている部分が大仙市の数値であります。対前年度では減となっておりますが、県内では横手市に次ぎ、2番目の交付額となっております。

なお、元年度の特別交付税の予算計上累計額は、今回の補正額を加えて、15億3,175万8千円となりますが、未計上分の2億7,990万5千円については2年度への繰越金となり、今後の補正財源となるものです。

次に歳出予算につきまして、説明いたします。主な事業説明書の1ページをご覧くださいます。予算書の方は12ページになります。

2款1項41目90事業の財政調整基金積立金は、元年度の特別交付税の確定などを踏まえまして、近年頻発しております自然災害や、今後の事業財源などとして2億円を基金に積み立てしたものであります。これによりまして、元年度末の残高は、約33億円となりますが、2年度当初予算において4億5千万円の取り崩しを計上していることから、現時点での残高見込みは約28億5,000万円となっております。

2ページをご覧くださいます。2款1項43目90事業の地域雇用基金積立金は、積み増し分として5,000万円の補正であります。地域雇用基金につきましては、市の施策として実施している要支援児童保育対策や学校生活支援員の雇用など、会計年度任用職員の財源として積み増しを行うものであります。元年度末の残高は約2億600万円となりますが、2年度当初予算に約7,600万円の取り崩しを計上していることから、現時点での残高見込みは約1億3,000万円となっております。

3ページをご覧ください。2款1項48目90事業の地域振興基金積立金は、積み増し分として5,000万円の補正であります。今回の積み立ては、花火産業構想に続き地方創生の推進を図る「農業と食」に関して、本市の地域資源を最大限に活用し、市全体が活気づく産業振興の実現に向けた事業財源として、積み立てするものであります。なお、元年度末の残高は合計で約31億1,500万円となりますが、2年度当初予算に約2億8,500万円の取り崩しを計上していることから、現時点での残高見込みは約28億3,000万円となっております。

4ページをご覧ください。2款1項51目90事業の公共施設修繕引当基金積立金は、積み増し分として1億5,000万円の補正であります。公共施設修繕引当基金につきましては、今後も増加が見込まれる公共施設の修繕等に備えるため、積み立てを行っており、元年度末の残高は約5億500万円となりますが、2年度当初予算に約1億5,800万円の取り崩しを計上していることから、現時点での残高見込みは約3億4,700万円となっております。

以上、財政課所管の補正予算専決処分報告につきまして説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤健） 次に、財産活用課所管の説明を求めます。

高橋財産活用課長。

○財産活用課長（高橋学） 今年度より、総務部に新設されました財産活用課の高橋です。今後、様々なアイデアを出し、知恵を絞りながら、市有財産の有効活用を進めてまいりたいと考えております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

説明に入ります前に、本日同席させております財産活用課の職員を紹介いたします。管財班の茂木敏彦主査です。よろしくお願いいたします。

それでは、令和元年度大仙市一般会計補正予算（第13号）の専決処分報告のうち、財産活用課所管分について、ご説明申し上げます。

資料ナンバー2、令和元年度大仙市補正予算書3月専決の4ページをご覧ください。本件は、超高速情報通信基盤整備管理費で実施している光ケーブルの移設工事におきまして、年度を越える工期の延長が必要となったことから、繰越明許費を追加するための補正を行ったところであり、地方自治法第179条第1項の規定により、議会に報告し、ご承認をお願いするものであります。

工事の内容であります。協和川口地区での県営ほ場整備事業の施工に伴い、市の光ケーブルを架設している電柱が移設されることから、これに合わせ、光ケーブルを移設するものであり、工期を令和2年3月27日までとじていたものであります。

工期の延長が生じた理由につきましては、当初、市所有の一部電柱をケーブルの移設先として使用する予定でありましたが、当該電柱を残すことにより、この後の農作業に支障を来すおそれがあること、また、近くに新設された電柱にケーブルの乗せ換えが可能であることから、市所有の電柱を撤去することとしたため、撤去作業に不足の日数が生じたものであります。

なお、契約変更後の工期は令和2年4月24日までとじておりますが、契約額に変更はございません。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤健） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（質疑する者なし）

○委員長（後藤健） よろしいですか。なければ質疑を終結いたします。

なお、討論・採決については、市民部と併せ、審査日程の最後に行います。

○委員長（後藤健） 次に、議案第98号、令和2年度大仙市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

始めに総合防災課所管の説明を求めます。佐藤総合防災課長。

○総合防災課長（佐藤大） 総合防災課、佐藤です。よろしくお願いいたします。

説明に入ります前に、同席しております職員を紹介いたします。

総合防災班長、藤田勇人主幹でございます。

それでは議案第98号、令和2年度大仙市一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

資料は資料ナンバー3、補正予算書の7ページをご覧ください。説明につきましては、資料ナンバー3-1、事業説明書1ページに基づいて説明させていただきます。

このたび補正をお願いいたします、2款1項16目12事業、新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、現在、市を挙げて全力で取り組んでおります新型コロ

ナウウイルス感染症の感染拡大防止のための経費について補正をお願いするものでございます。

本事業では、マスクや消毒液などの感染防止に必要な物資及び施設の消毒作業などに要する物資を緊急的に購入するものであります。現在、世界的な流行により、感染症対策に必要な物資は、いずれも市場流通がほとんどない状態ではありますが、市では、マスクや消毒液など、できるかぎりの量を確保し、3月から、複数回に分けて、社会福祉施設や小中学校、児童施設などへ、これまで計約4万枚のマスクを配布をしております。市民の中には、全世帯にマスクを配布するよう要望の声もありますが、現段階で、全市民への配布する量のマスクを確保することは困難な状況であり、クラスター感染などが心配される高齢者施設や介護施設、学校、児童施設などを中心に配布しておりますことをご理解願います。

4のA c tをご覧ください。今後の計画としましては、感染拡大防止対策として引き続き、高齢者施設や学校、児童施設等へのマスクを配布するため、使い捨てマスク10万枚の購入費や布マスク1万枚の購入のほか、市の施設へ設置するための手指消毒液1,510リットル、手すりやドアノブ等に貼る接触感染対策テープ100箱の購入を計画しております。

また、現在国内での市場流通はほとんどありませんが、非接触式の赤外線体温計についても、現在開発中のメーカーと直接交渉をしており、学校や生涯学習施設へ50台の配備を計画しております。

次に、市の施設での感染が確認された場合の消毒作業用として、充電式噴霧器2台や塩素系消毒薬、防護服やゴーグルなどが一式のセットとなった感染症防護対策キット、そのほかモップ、雑巾などの必要物資について購入いたします。

これらすべての購入費といたしまして1,658万5千円の補正額となっております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤健） 次に、選挙管理委員会事務局所管の説明を求めます。

選挙管理委員会事務局、高橋事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高橋幹彦） この4月から、選挙管理委員会に配属となりました高橋と申します。ひとつよろしくお願ひいたします。

選挙管理委員会所管の補正予算につきましてご説明を申し上げます。

資料ナンバー 3、大仙市補正予算 4 月補正の 7 ページ、並びに、資料ナンバー 3-1、4 月補正事業説明書の 2 ページをご覧くださいませようお願いいたします。

2 款 4 項 7 0 目 1 1 事業、秋田県仙北平野土地改良区総代補欠選挙執行経費についてであります。補正額は 1 0 万 4 千円、補正後の予算額も 1 0 万 4 千円となっております。

本事業の目的につきましては、欠員が生じている第 4 選挙区における総代補欠選挙を実施するものであります。また、目標につきましては、総代補欠選挙を執行し、同選挙における立候補者について得票数を確定させ、公正に当選人を決定させるためであります。これまでの選挙期日、選挙の種類及び結果につきましては表をご覧くださいませようお願いいたします。

次に事業の概要についてご説明いたします。

秋田県仙北平野土地改良区第 4 選挙区の総代定数は 1 3 名ですが、令和 2 年 3 月 1 6 日に欠員が 3 名となり、定数の 6 分の 1 を超えたため、土地改良法の経過措置に基づき、行うべき事由が生じた日から 6 0 日以内に総代補欠選挙を執行する必要があることから執行経費について補正するものであります。なお、当該土地改良区の総代選挙につきましては、令和 3 年 1 2 月 1 1 日任期満了に伴う総選挙からは仙北平野土地改良区が管理を行うこととなります。予算の内容としましては、選挙長 1 名、選挙立会人 2 名の報酬、当選証書の印刷や選挙関連事務消耗品、入場券発送のための郵便料となっております。なお、この選挙の執行経費の財源であります。1 0 万 4 千円全額、1 3 款 2 項 5 目 1 節の平野土地改良区総代選挙費負担金が充当されます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（後藤健） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） コロナ対策についてですけれども、マスク、消毒液等の配布の関係でちょっとお聞きしたいんですけれども、民間の高齢者福祉施設等も含めて、介護サービス事業所などで、いわゆる今回のコロナ問題等で休業している事業所というのはこの大仙市内にはあるのでしょうかというのが第 1 点。それから、予算に関わって、使い捨てマスクの高齢者施設等への配布というのは、民間も含めてすべての高齢者施設を対象として挙げているのかということ。また、もう 1 点は、コロナに限らずウイルスの拡大防止に手洗いと消毒が非常に有効だというふうにいわれているようでありますけれども、

市関連施設に分散ということですが、やはり、施設あるいは病院等でしっかりこれらが確保できる状況にあるのかどうか、それに、市として支援を行う必要があるのではないかということについてどのようにお考えか、教えてください。

○委員長（後藤健） はい、佐藤課長。

○総合防災課長（佐藤大） 佐藤文子議員の質問にお答えします。まずは一つめの高齢者福祉施設等の事業、休業ということですがけれども、私たちの把握している分については休業している施設はないと確認しております。

あと、二つめのマスクの配布対象ですがけれども、配布先については社会福祉課の方から確認をさせていただいておりまして、市内の108施設を対象として不足しているというところに優先的に配布をさせていただいております。

また、三つめの手指消毒用のアルコール等の消毒液につきましてですがけれども、こちらにつきましては、市が入手できるアルコール等の消毒液が、かなりごくわずかであるということもありまして、我々が他の民間の医療機関や高齢者福祉施設等にお出しできるものが、まずない状況です。それ以前に、やはり優先的に、そういった医療機関、施設については国や県の方から優先的に配布されているという話も聞きますし、あるいは自分たちで確保するルートが確立されているといった企業もございます。今後、我々がそういった形で、消毒液の入手ルートが確立されて確保できる状態があればもちろん、そういった民間の施設にも手配してまいりたいと考えております。以上です。

○委員長（後藤健） よろしいですか。はい、ほかに質疑のある方は。

はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 関連ですがけれども、今のこの消毒液のことですよ、アルコールの入った消毒液が市販で買えないような状況だすおな。これあんまり効がねんたいという報告であった、素人でも作れる塩素系統のやつ、あれの機械が6万円くらいなんだけれども、これはあんまり効かないということですか。そのあたりちょっと確かめたくて、お聞きしたんですけれども。

○委員長（後藤健） はい、佐藤課長。

○総合防災課長（佐藤大） はい、小松議員のご質問にお答え申し上げます。

この前、横手市の方で消毒用の次亜塩素酸水を配布しているというニュースが新聞に載っておりました。その次の日ですがけれども、政府の見解で手指消毒の塩素水についての有効性は確認されていないという報道もあって、今ここ一週間くらいでその回答も変

わりまして、やはりその管理方法が厳しくて、温度が高くなるとともに塩素濃度が低いのですぐに揮発してしまうというようなことがあるので、配布している先でも1週間という話をしていますけれども、1日、2日で使い切っていただかないとその有効性が確保できないという話もありますので、そこらへんは利用の仕方しだいということになるかと思えます。

○委員長（後藤健） はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 分かりました。あまり効かないということは、揮発してしまうということなんだけれども、その機械が6万円くらいで手に入るすおんな。まず、そんなに効かなくても、学校とか公民館だとか、1カ所でもいいんですけど、そのほうが大した安いし、自分でも作ることができるということのあれが載ってらっけすおんだす。だからそのあたりも少し考えて、事業説明書の作業の関連経費さ塩素系消毒薬って書いてあるすおな。これだすべ。そのあたりも少し調べてくださいということです。

それともう一つよ、当初の市長の冒頭の挨拶の中で、10万円の全国民に配布されると。今のところその手続きもしておると、こういう段階だすおな。もちろん閣議決定が27日か28日か、それからになるようだけれどもすよ、大変危惧されるものがあります。戸籍の台帳の中に住所録登記されている我々ならまだいいだけれども、やっぱりされていて、転居したり、移って来たりした、そういう人もいるわけすな。そのあたりの対処方法はどのようにやっていくもんだべかな。ダブったりする場合もあり抜けたりする場合もあるような気がします。まずそれと合わせて、国でも臨時交付金をよこしてそのあたりも踏まえて使ってくれという重要なやつもできたようだけれどもすよ、それはそれで市のほうで対処すると思えます。これからたぶん会合開いて、その使い道とか行おうと思えますし、県でも他の市でも独自にこれからやろうとしています。市でも先ほどのお話の中で小学校だとか、スポーツジムだとかもちろん温泉はなんとだか分からないけれども、休業関係、かなりキャンセルしてるすおな。細かい個人業種なば、すし屋さんなんてのも、ほとんどやろがなと思ったでも5、6人の関係もキャンセルしてらすおな。それから我々の方のユメリアなんてのもみんなキャンセルしてらす。そのあたりの対処方法もひとつ考えていかなければと、多分考えていると思うんだけれども。それぞれのことでよろしく願いいたします。

○委員長（後藤健） はい、これは部長でいいですか。はい、部長。

○総務部長（栢谷祐幸） 小松議員のご質問にお答え申し上げます。今ご心配なされています、10万円の一律給付、これはまだ国会の方通っていませんけれども、今の予定では多分5月1日に国法の予算が通ると予想しています。この10万円の給付に関してですけれども、まず基準日が4月27日の時点で住民基本台帳に登録されている方がまずその市町村の基本となるんですけれども、議員がおっしゃったとおり、もしかするとそれ以前に転出・転入した人もいます。届け出が後になる、さかのぼって転出する場合があると思いますので、そこは落ちがないようにしっかり取り組んでいかなければならないと思っております。できる限りは、今日の朝も市長からありましたけれども、早い給付を目指して今後取り組んでまいりますので、5月8日、今のところ予定ですがけれども、一律10万円の給付金の予算計上をさせていただきまして、ただそれ以前に4月27日の時点で対象者がわかるわけですので、その時点でもう発送の準備とかそういうのに取り掛かりますので、できる限り早い支給を目指すということで取り組んでまいります。

臨時給付金についてですけれども、これについては、まだ詳細の方が国から示されておりませんが、どうも予算成立後に各自治体に対する配分額が示されると聞いております。大仙市にいくら来るかは分かりませんが、議員がおっしゃったとおり、いろいろな業種の方でかなりの損害等をかぶっている方がいらっしゃるということは重々承知ですので、市といたしましても国の政策と合わせまして、市独自の政策を今いろいろと考えておりますので、そちらの方も5月8日の日に第1弾として、全てではありませんけれども上げさせていただいて、市民の要望にお応えできるような体制を取ってまいりますので、議員の皆さまにもよろしくご協力をお願いしたいと思います。

○委員長（後藤健） はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 10万円のものについては、大変作業が難しいと思いますので、どうかひとつ、落ち度のないようにお願いしたいと思います。合わせて、今の臨時交付金のことについても、市の方で多分きちっとやると思いますけれども、事業者または個人事業者も踏まえて落ち度なく、個人個人さ渡るわけですので、そのあたりも合わせながらひとつよろしくお願ひします。以上です。

○委員長（後藤健） 他にありませんか。はい、挽野委員。

○委員（挽野利恵） マスクを含む備蓄の量について、緊急時用の備蓄というふうに、使

い捨てマスク・布マスク等あるんですけれども、今備蓄している総量というんですか、本来備蓄すべき量を下回っているのかどうか、ちょっと確認させてください。

○委員長（後藤健） はい、佐藤課長。

○総合防災課長（佐藤大） 挽野議員のご質問にお答え申し上げます。現在、マスクの備蓄量というのは定めがございません。災害が起きた際の備蓄品というのは県と共同で備蓄しておりますけれども、県の方でもそういった定めがないものですから。ただ、今こういったことが起きてマスクが不足するという事態が発生しておりますので、いずれ県から備蓄量については定めがあると思います。それに従って大仙市でもある一定の量を確保できるようにしていきたいと考えております。

○委員長（後藤健） はい、挽野委員。

○委員（挽野理恵） はい、やはりこの備蓄品というのは、ライフラインの最後のとりでだと思うので、ぜひそこあたりもしっかり準備していきたいと思います。

○委員長（後藤健） はい、ほかに質疑のある方。はい、古谷委員。

○委員（古谷武美） 予算の関係じゃないんですけれども、市長も今フェイスブックで市民にお願いということで、三つの密とか守ってくださいとお願いを流していますけれども、あの内容を市の広報車とかで全市に回っていったほうがいいのではないかなと思うんですけれども、まだやっていないですよ。そういうのをやったらどうかと思うんですけれども。

○委員長（後藤健） はい、佐藤課長。

○総合防災課長（佐藤大） ただ今のご質問ですけれども、今のところはっきり申し上げて予定がございませんでしたので、今後そのようなことも検討していきたいと含めてやらせていただきたいと思います。

○委員長（後藤健） はい、よろしいですか。他に質疑のある方。

なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、当局職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（午前 11 時 45 分 休憩）

（午前 11 時 47 分 再開）

○委員長（後藤健） 当局の準備が整いましたので、これより審査を再開します。

報告第 4 号、専決処分報告について（令和元年度大仙市一般会計補正予算（第 13 号）を再び議題といたします。

○委員長（後藤健） これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、本件は、承認すべきものと決しました。

○委員長（後藤健） 以上で、付託された事件の審査は全て終了いたしました。なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これをもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午前 11 時 48 分 閉会

委員会条例第 29 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

令和 2 年 4 月 30 日

総務民生常任委員会委員長 後藤 健